

## 清須学推進会議開催要領

### (目的)

第1条 清須学推進会議（以下「推進会議」という。）は、清須学推進事業を実施するに当たり、関係者からの意見聴取及び合意形成を図ることを目的とする。

### (協議の内容)

第2条 推進会議が協議する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 清須学講座に関すること。
- (2) 育成した人材に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清須学推進事業に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから委員10人以内で組織する。

- (1) 愛知県文化財保護行政担当部署の代表者
- (2) 関係する既存団体の代表者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める者

### (会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (会議の公開)

第6条 推進会議は、原則として公開する。ただし、清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）第7条各号の規定に該当する情報について審議する場合は、この限りでない。

### (議事録の作成及び公表)

第7条 教育委員会は、推進会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表する。ただし、前条ただし書きの規定により非公開とされた議事については、この限りでない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。